

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## 社会福祉法人清桜会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人清桜会定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等に対しては、次の各号に定める役員等の勤務形態に応じて、報酬を支給するものとする。

- (1) 常務理事
- (2) 非常勤の理事及び監事
- (3) 評議員

### (報酬の額の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 常務理事の報酬は、別表第1に定める額とする。
- (2) 非常勤の理事及び監事に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき4,000円（手取り）とする。また、監事の決算監査に対する報酬の額は、出席1回につき10,000円（手取り）とする。
- (3) 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき4,000円（手取り）とする。

### (報酬の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬の支給の時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 常務理事の報酬は、毎月25日（ただし、支給日が取扱金融機関の休日にあたる場合は、その前日に繰り上げる。）に支給する。
  - (2) 非常勤の理事及び監事並びに評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。
- 2 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の基準として公表する。

(附則) この規程は、平成29年6月21日から実施する。

(附則) この規程は、令和2年11月26日から施行する。

(附則) この規程は、令和5年7月21日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

役職	報酬の額
常務理事	常務理事の勤務は1日8時間程度、日額20,000円とし、月の勤務日数により算定する。ただし、月額200,000円を上限とする。